

余裕期間制度（フレックス方式）に関するQ & A

（基本事項）

Q1. フレックスを適用する工事はどのような工事ですか？

A1. 柔軟な工期の設定を通じて、受注者が建設資機材や労働者等を確保できるようにすることで、効率的な工事実施が図れる工事を対象に適用します。（供用開始や関連工事等に影響を及ぼす恐れのある工事を除く。）

Q2. 余裕期間（日数）の設定ルールは？

A2. 工事の規模や内容を考慮の上、90日以内で、想定される必要な期間を設定しますが、補正予算による年度末の発注や年度当初の発注時など、工事の発注が集中する時期については、余裕期間を長く設定する場合があります。

（入札・契約）

Q3. 工期の設定（工事の始期と終期）はどのように決定できますか？

A3. 工事の着手日は、発注者が指定した「工事の始期の期限」以前であれば、受注者が自由に日時を設定できます。また完成日についても「工事の終期の期限」以前（終期の期限日でも可）であれば受注者が自由に設定できます。

Q4. 工事の始期および終期はいつまでに決定する必要がありますか？

A4. 事前審査型の場合は応札時点、事後審査型の場合は落札候補者となった後の審査資料と同時に「始終期通知書」を提出する必要がありますので、その時点で決定する必要があります。

Q5. 工事の始期の変更は認められますか？

A5. 発注者との協議のうえ認められれば、変更することが出来ます。

（例）発注者が入札公告で示した期間（例えば 60 日）以内であれば、変更（例えば当初 40 日で設定したものを 30 日もしくは 50 日に変更）することは可能です。ただし始期の期限を超えて変更（例えば 70 日）することはできません。

Q6. 工事の始期の変更は何回まで可能ですか？

A6. 現場条件や資機材の需給状況、関連工事や地元との調整が必要になった場合など、発注者との協議のうえ認められれば、複数回の変更も可能です。

Q7. 前払いの請求はいつから出来ますか？

A7. 請負契約締結後（保証会社との契約後）から請求可能です。

（余裕期間内での行為）

Q8. 工事着手とはどういう状態（作業の開始）をいいますか？

A8. 共通仕様書の用語の定義にある「工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手すること。」を指します。

Q9. 余裕期間内で可能な行為はどのようなものですか？

A9. 現場に搬入しない資機材の準備および労働者の手配などの準備行為は可能です。現場代理人および監理技術者等の配置を要しない期間であるため、工事の着手とみなされる行為は認められません。

（認められない行為の例）

- ・工場製作（元請として技術的な管理を必要としない、機器単体費のようなメーカー等で製作する場合を除く。）
- ・測量（元請け下請けを問わない。工場製作を行うための事前測量も不可）
- ・資機材や重機の現場への搬入
- ・仮設物の設置等の準備工事（工事看板、予告看板等の設置を含む）

（配置予定技術者等）

Q10. 監理技術者等や現場代理人はいつまでに決定（配置）する必要がありますか？

A10. 工事の始期日までに決定し、現場代理人等通知書を提出願います。

Q11. 余裕期間内であれば、監理技術者等の変更は認められますか？

A11. 監理技術者等については、入札時の資格審査資料で配置予定技術者として複数人申請していれば、申請した技術者の中から選択して配置することが出来ます。一人しか申請していない場合については、余裕期間内であっても他の技術者に変更することは出来ません（同等以上の技術者でも不可）。監理技術者等の変更が想定される場合には、入札時の資格審査資料提出時に複数の技術者をあらかじめ申請（加点は最も評価の低い技術者の点数となります）してください。

Q12. 余裕期間内であれば、現場代理人の変更は認められますか？

A12. 現場代理人については、資格審査資料提出時の申請者と異なった人を配置することは可能です。また工事着手後であっても通常の工事と同様に交代（変更）は可能です。

（工期）

Q13. 受注者が余裕期間は不要と判断した場合、余裕期間を工期内に取り込み（契約締結日の翌日から着手）、工期を長く取ることは可能ですか？

A13. 余裕期間を取らずに契約締結日の翌日から着手し、余裕期間を実工期内に取り込んで実工事日数を長く取ることは可能です。

Q14. 決定した工事の終期を延期することは可能ですか？

A14. 通常の工事と同様に、受注者の責に帰さない事由による工期延期（終期の延期）については、発注者との協議により認められれば延期することができます。

Q15. 当初工期（工事の終期の期限）よりも早く工事が完了した場合に、終期を変更することは出来ますか？

A15. 通常の工事と同様に、終期前に完成届を提出し工事を完了することができます。なお、終期の変更（早期完成）について特別な届け出等は必要ありません。